

議案第 8 4 号

尾張都市計画岩倉下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

尾張都市計画岩倉下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日 提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

尾張都市計画岩倉下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

尾張都市計画岩倉下水道事業受益者負担に関する条例（平成6年岩倉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の表に次のように加える。

第7負担区	450円
-------	------

第6条第4項中「及びその納期等」を「、納期等」に改め、同条第6項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。